市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正 について

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改 正する条例

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第39号)の一部を次のよう に改正する。

第3条に後段として次のように加える。

法第115条の21において準用する法第70条の2第4項に規定する指定の更新をする場合も、同様とする。

第17条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号」を「市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第 号。第69条第2号において「指定介護予防支援等基準条例」という。)第34条第9号」に改める。

第69条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第34条各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第35条各号」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)における介護保険法の改正により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定することに伴い条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。